

危険ながけ付近の住宅を守る補助

建築指導課 ☎9191

●土砂災害対策改修費用の補助
土砂災害特別警戒区域内の既存建築物で土砂災害に対する構造耐力上の安全性を有していないものに対して、改修に必要な費用の補助を行います。

対象 次の全てを満たす住宅
・土砂災害特別警戒区域内にある住宅
・建築基準法で定める土砂災害特別警戒区域内における居室を有する建築物の構造基準に適合しない既存不適格である住宅

補助金額 住宅などの土砂災害対策改修に必要な工事費に23%を乗じて得た額。住宅などの土砂災害対策改修に必要な対象工事費は330万円(補助額75万円9000円)を限度とする。

申請方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある申請書に記入し、持参で。申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。

申請期間 9月20日(金)まで
※予算額に達した場合、申し込みを締め切ります

●がけ地近接等危険住宅移転費用の補助
がけ地の崩壊などで住民の生命

未婚の児童扶養手当受給者への臨時・特別給付金

こども課 ☎9130

未婚の児童扶養手当受給者に臨時・特別給付金が支給されます。児童扶養手当の現況届提出時に申請できます。

対象 次の全てを満たす人
・令和2年11月分の児童扶養手当の支給を受ける父または母

基準日(令和元年10月31日)
時点まで、これまでに婚姻(法律婚)をしたことがない人
・基準日(令和元年10月31日)時点で、事実婚をしていない人、または事実婚の相手方の生死が明らかでない人
支給額 1万7500円
支給方法 令和2年1月の児童扶養手当支払日に受取口座に支給。

申請窓口 市役所1階こども課、各支所福祉担当

申請期間 8月1日(木)~11月29日(金) 8時30分~17時

※期間外の申請の受付不可
※8月6日(火)、22日(木)は、20時まで受付時間を延長します
(こども課のみ)
提出物 申請書、戸籍謄(抄)本

に危険を及ぼす区域で危険住宅の移転を行う人に、補助を行います。

対象 次のいずれかに該当する既存不適格建築物の除却または移転を行う住宅
・条例に基づいて指定した災害危険区域内にある住宅
・条例で建築を制限されている区域内(いわゆる「がけ条例」の区域)にある住宅

・土砂災害特別警戒区域内にある住宅
補助内容など詳しくは、問い合わせてください。

ブロック塀の除却建て替え補助

建築指導課 ☎9191

道路に面する倒壊の恐れがあるブロック塀の除却や建て替えに必要な費用の一部を補助します。※事前に、必ず建築指導課に相談してください

対象 次の全てを満たすブロック塀
・個人所有のもので通学路などに面するもの
・道路面からの高さが0.6m以上のもの(擁壁の上に設置されている場合は、塀の部分の高さが0.6m以上のもの)

・安全性が確認できないもの
・適法に築造されたもの
補助金額 ブロック塀の除却工

出張ハローワーク窓口の設置〜ひとり親全力サポートキャンペーン〜

こども課 ☎9130

ひとり親家庭の人など、忙しくてハローワークに行くことができない人のため、ハローワークの臨時窓口を設置します。児童扶養手当現況届の提出の際など、気軽に相談してください。

とき 8月5日(月)10時~15時30分(12時~13時を除く)
ところ 市役所1階
問い合わせ ハローワーク廿日市 ☎8609

国民健康保険の一部負担金減免

保険課 ☎9159

国民健康保険の被保険者が医療機関窓口で支払う一部負担金を減額または免除する制度です。

●入院治療で対象となる場合
直近3カ月の収入が昨年中の収入と比べて大きく減少し、生活保護基準の130%以内で、預貯金の保有額が生活保護基準の3カ月分以内の額しかないとき。収入によって減免の割合は異なります。

●外来治療で対象となる場合
災害や貧困などの理由で国民健康保険税が減免されている(納期の設定がない時期は国民健康保険

事に必要な費用の3分の2で、15万円以内の額。建て替えは軽量フェンスなど安全な構造の塀などの新設工事に必要な費用の3分の2で15万円以内の額を加えた額。
申請方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある申請書に記入し、持参で。申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。
申請期間 9月20日(金)まで
※予算額に達した場合、申し込みを締め切ります

令和2年2月末までに完了報告が可能なこと
申請方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある申請書に記入し、持参で。申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。

申請期間 9月20日(金)まで
※予算額に達した場合、申し込みを締め切ります

民間建築物アスベスト対策事業の補助

建築指導課 ☎9191

吹き付け建材などにアスベストが含まれているかどうかの調査に必要な費用を補助します。

対象 次の全てを満たす建築物
・吹き付け建材などにアスベストが含まれている可能性があること

・建築基準法の規定に適合して建築していること
補助金額 調査会社などに支払う経費で、1棟あたり25万円が上限。
申込資格
・対象となる建築物の所有者などで、市の税と使用料を滞納していない人

柔道整復・はり・きゅう・マッサージの適正受診

保険課 ☎9159

税が減免される場合と同等の収入や預貯金しかない)とき。該当する場合は一律免除となります。実際の要件は世帯ごとに異なります。また、困っている原因が生じてから6カ月以内に申請することとなります。まずは収入や預貯金が分かるものを持って市役所1階保険課で相談してください。

●柔道整復師の施術を受ける人
健康保険を使えるとき
・整骨院や接骨院で骨折や脱臼、打撲捻挫(肉ばなれを含む)の施術を受けたとき
治療を受けるときの注意
・骨折と脱臼は、緊急の場合を除き、あらかじめ医師の同意を得ることが必要です
・単なる肩こり、筋肉疲労などでの施術は保険の対象になりません。このような症状の場合は全額自己負担です
・医療機関(病院、診療所など)で同じ負傷などの治療を受けている間は、施術を受けても保険の対象になりません
柔道整復の療養費
療養費は「償還払い(患者が全額

負担した後、自ら保険者に費用を請求して支給を受けること)が原則ですが、柔道整復師が患者に代わって保険者へ請求する「受領委任」という方法があります。この場合、医療機関へかかったときと同様に自己負担分だけで施術を受けることができます。
※受領委任をする場合は、必要書類に患者のサインが必要です
●はり・きゅうの施術を受ける人
健康保険を使えるとき
主に神経痛やリウマチ、頸腕症候群、五十肩、腰痛症、頸椎捻挫後遺症など、慢性的な疼痛を主な症状とする疾患の治療を受けたとき。
治療を受けるときの注意
・保険を使うには、あらかじめ医師が発行した同意書または診断書が必要です。詳しくは施術所などに確認してください
・医療機関で同じ疾患の治療を受けている間は、はり・きゅうの施術を受けても保険の対象にはなりません
●マッサージの施術を受ける人
健康保険を使えるとき
・筋麻痺や関節拘縮などで医療上マッサージが必要な症例で施術を受けたとき
治療を受けるときの注意
・保険を使うには、あらかじめ医師が発行した同意書または診断

この届は、児童の養育状況と所得などを確認し、11月~令和2年10月の受給資格を認定するためのものです。添付書類と児童扶養手当証書を添えて、必ず提出してください。
支給停止となっている人には証書はありませんが、現況届の提出は必要です。
現況届を2年間提出しなかった人は、受給権が消滅しますので、早めに提出してください。
児童扶養手当を受給し始めてから5年が経過した人などは、一部支給停止適用除外の届け出も必要です。
受付場所 市役所1階こども課、各支所福祉担当(郵送不可)
受付期間 8月1日(木)~30日(金) 8時30分~17時
※8月6日(火)、22日(木)は20時まで受付時間を延長します(こども課のみ)
支払回数の見直し(11月支払期)
11月支払期から、年3回(4カ月分)の支払いを年6回に見直し、奇数月にそれぞれ前月までの2カ月分支払いになります。
※11月支払期は経過措置のため、8月分~10月分の3カ月分が支払われます

令和2年2月末までに完了報告が可能なこと
申請方法 市役所6階建築指導課または市ホームページにある申請書に記入し、持参で。申請書の内容と添付書類が全て整ったものから順番に受け付けます。

申請期間 9月20日(金)まで
※予算額に達した場合、申し込みを締め切ります

入札参加資格審査申請の追加受け付け

契約課 ☎9108

令和元・2年度に市および水道局が発注する建設工事、測量・建設コンサルタント等業務、物品の販売、製造請負、買受けおよび役務提供の入札参加資格審査申請などの追加受け付けを実施します。

なお、今回の申請方法は窓口申請のみです。詳しくは市ホームページを確認してください。

申請期間 9月2日(月)~6日(金)
こども課 ☎9153
児童扶養手当の受給資格者は、毎年現況届の提出が必要です。

福祉・介護

児童扶養手当現況届の提出

こども課 ☎9153

児童扶養手当の受給資格者は、毎年現況届の提出が必要です。

この届は、児童の養育状況と所得などを確認し、11月~令和2年10月の受給資格を認定するためのものです。添付書類と児童扶養手当証書を添えて、必ず提出してください。
支給停止となっている人には証書はありませんが、現況届の提出は必要です。
現況届を2年間提出しなかった人は、受給権が消滅しますので、早めに提出してください。
児童扶養手当を受給し始めてから5年が経過した人などは、一部支給停止適用除外の届け出も必要です。
受付場所 市役所1階こども課、各支所福祉担当(郵送不可)
受付期間 8月1日(木)~30日(金) 8時30分~17時
※8月6日(火)、22日(木)は20時まで受付時間を延長します(こども課のみ)
支払回数の見直し(11月支払期)
11月支払期から、年3回(4カ月分)の支払いを年6回に見直し、奇数月にそれぞれ前月までの2カ月分支払いになります。
※11月支払期は経過措置のため、8月分~10月分の3カ月分が支払われます

この届は、児童の養育状況と所得などを確認し、11月~令和2年10月の受給資格を認定するためのものです。添付書類と児童扶養手当証書を添えて、必ず提出してください。
支給停止となっている人には証書はありませんが、現況届の提出は必要です。
現況届を2年間提出しなかった人は、受給権が消滅しますので、早めに提出してください。
児童扶養手当を受給し始めてから5年が経過した人などは、一部支給停止適用除外の届け出も必要です。
受付場所 市役所1階こども課、各支所福祉担当(郵送不可)
受付期間 8月1日(木)~30日(金) 8時30分~17時
※8月6日(火)、22日(木)は20時まで受付時間を延長します(こども課のみ)
支払回数の見直し(11月支払期)
11月支払期から、年3回(4カ月分)の支払いを年6回に見直し、奇数月にそれぞれ前月までの2カ月分支払いになります。
※11月支払期は経過措置のため、8月分~10月分の3カ月分が支払われます

書が必要ですが、詳しくは施術所などに確認してください
・単なる疲労回復や慰安、疾病予防での施術は保険の対象となりません

スポーツ

パークゴルフ体験教室

生涯学習課 ☎9206

1人でも複数人でもでき、健康促進やコミュニケーションになるパークゴルフを体験できます。
とき 9月28日(土)9時~(雨天中止)
ところ パークゴルフ場
対象 パークゴルフを始めてみたい人(小学生は保護者同伴)
定員 10人程度
参加費 1000円
申込方法 パークゴルフ場(☎☎2001)やスポーツ協会事務局(☎☎4480)、市役所4階生涯学習課にある申込用紙を持参、ファクス、または郵送で次のどちらかへ。
申込先
〒738-0033 串戸1の20の30 廿日市市パークゴルフ場
〒738-0033 串戸6の1の1 廿日市市スポーツ協会事務局
申込締切 9月20日(金)(必着)

この届は、児童の養育状況と所得などを確認し、11月~令和2年10月の受給資格を認定するためのものです。添付書類と児童扶養手当証書を添えて、必ず提出してください。
支給停止となっている人には証書はありませんが、現況届の提出は必要です。
現況届を2年間提出しなかった人は、受給権が消滅しますので、早めに提出してください。
児童扶養手当を受給し始めてから5年が経過した人などは、一部支給停止適用除外の届け出も必要です。
受付場所 市役所1階こども課、各支所福祉担当(郵送不可)
受付期間 8月1日(木)~30日(金) 8時30分~17時
※8月6日(火)、22日(木)は20時まで受付時間を延長します(こども課のみ)
支払回数の見直し(11月支払期)
11月支払期から、年3回(4カ月分)の支払いを年6回に見直し、奇数月にそれぞれ前月までの2カ月分支払いになります。
※11月支払期は経過措置のため、8月分~10月分の3カ月分が支払われます